

○東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

(平成 21 年 10 月 1 日告示第 88 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日告示第 41 号 平成 23 年 3 月 10 日告示第 27 号
平成 23 年 6 月 1 日告示第 88 号 平成 23 年 9 月 8 日告示第 110 号
平成 24 年 1 月 31 日告示第 3 号 平成 25 年 3 月 5 日告示第 12 号
平成 26 年 2 月 24 日告示第 13 号 平成 27 年 3 月 9 日告示第 33 号
平成 27 年 12 月 16 日告示第 158 号 平成 28 年 2 月 29 日告示第 42 号

(目的)

第 1 条 この告示は、意思疎通等が困難な単身世帯の重度障害者等が、疾病等による入院時に医療従事者との意思疎通が十分に図れない場合に、当該障害者との意思疎通に熟達した者を医療機関に派遣することにより、診療行為等の円滑化を図ることを目的として行う東温市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(支援の対象者)

第 2 条 本事業の対象者は、次のいずれにも該当する障害者又は障害児（以下「障害児者」という。）とする。

- (1) 東温市内に住所を有する障害児者
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護の対象要件に該当する身体障害者又は法第 5 条第 5 項に規定する行動援護の対象要件に該当する知的障害者又は精神障害者（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）
- (3) 発語困難等により意思疎通が困難な障害児者（法第 20 条第 2 項に規定する障害支援区分認定調査の認定調査項目のうち「意思の伝達」「本人独自の表現を用いた意思表示」「介護者の指示への反応」「言葉以外のコミュニケーションを用いた説明の理解」がいずれも「できる」（介護者の指示への反応が「通じる」）以外と認定されている障害児者）
- (4) 法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護、法第 5 条第 5 項に規定する行動援護、又は法第 5 条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援を利用している障害児者

(5) 原則として介護者がいない障害児者。ただし、介護者がいる世帯であっても、介護者の疾病や就労等市長がやむを得ないと認める場合も該当するものとする。

(支給申請)

第3条 本事業の支給を受けようとする障害児者（保護者のいる障害児の場合は、障害児の保護者）（以下「申請者」という。）は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（様式第1号）に世帯状況・収入申告書（様式第2号）及び同意書（様式第3号）を添えて市長に提出しなければならない。

(聞き取りの実施)

第4条 市長は、本事業の決定を行うため、支給決定に係る障害児者の状態等に関する事項について、本市の職員に概況調査票を使用して聞き取り調査を行わせることができる。

(支給要否決定)

第5条 市長は、第4条の申請を受理したときは、速やかに、対象となる事項を確認の上、支給要否を決定しなければならない。なお、支給決定の場合には、申請者に対し、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第4号）及び地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）（様式第5号）を交付しなければならない。

(支給量及び支給期間)

第6条 支給量は1回の入院につき150時間を上限とする。支給期間は1回の入院につき30日間を上限とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(利用契約)

第7条 支給決定を受けた申請者（以下「支給決定障害児者」という。）は、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業登録事業者（以下「登録事業者」という。）と利用契約を締結しなければならない。

2 支給決定障害児者と登録事業者が本事業の契約を締結した場合には、登録事業者は市長に対して契約内容報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

3 登録事業者は本事業に対するサービスの提供の都度、地域生活支援事業提供実績記録票（様式第7号）に必要事項を記載し、支給決定障害児者の確認を受けるものとする。

（支給決定の変更）

第8条 本事業の支給決定となった障害児者は、氏名、住所、支給量、支給期間等の申請内容を変更したときは、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（様式第8号）に受給者証を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を確認の上、支給決定内容に変更が必要であると認めた場合には、地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第9号）及び受給者証により、申請者に通知をしなければならない。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、次に掲げる項目に該当する場合には、支給決定障害児者にかかる支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定障害児者が、本事業を受ける必要がなくなったと認めるとき。

(2) 支給決定障害児者が、支給期間内に東温市外に居住地を有するに至ったとき。

(3) 支給決定障害児者が、適正な利用をしていないと認めるとき。

(4) 支給決定障害児者が虚偽の申請をしたとき。

(5) その他市長が支給取消しが必要であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合には、対象者に対して受給者証の返還を求めなければならない。

（受給者証の再交付）

第10条 受給者証を紛失した場合等、再交付が必要な場合には受給者証再交付申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、受給者証を再交付しなければならない。

（登録の申請）

第 11 条 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業の事業者登録を受けようとする者（申請事業者）は、別に定める地域生活支援事業者登録申請書（様式第 11 号）により市長に申請しなければならない。なお、事業者は、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、又は重度障害者等包括支援の事業者指定を受けている事業者であり、支給決定障害児者に対してサービスを提供している事業者でなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは前項の申請書以外の書類の提出を依頼することができる。

3 市長は、登録の可否を決定したときは、地域生活支援事業事業者登録承認(却下)通知書（様式第 12 号）により、申請事業者に通知するものとする。

（登録内容変更の届出等）

第 12 条 登録承認を受けた申請事業者（以下「登録事業者」という。）は、名称、所在地等に変更があった場合には、地域生活支援事業登録事項変更届出書（様式第 13 号）により、市長に届けなければならない。

2 登録事業者は、認定に係る事業を廃止、休止、又は再開する場合には地域生活支援事業事業廃止(休止・再開)届出書（様式第 14 号）により市長に届けなければならない。

（重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費）

第 13 条 本事業にかかるサービス単価は 1 時間あたり 1,500 円とする。

2 本事業にかかるサービスの利用者負担額は、原則前項の 1 割とする。ただし、別表に定める上限額を超える場合は、上限額を利用者負担額とする。

（重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費の請求及び受領）

第 14 条 本事業の提供を受けた対象者は、受領委任届出書（様式第 15 号）により、本事業にかかる費用の請求及び受領を、東温市地域生活支援事業の事業費の代理受領及び事業者の登録に要する要綱（平成 18 年告示 82-4 号）に規定する登録事業者に委任することができる。

（高額地域生活支援事業サービス費）

第 15 条 支給決定障害児者が同一の月に受けた重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費に要した費用の額から支給額を控除して得た額、東

温市移動支援事業実施要綱（平成 18 年東温市告示 82 号）、東温市日中一時支援事業実施要綱（平成 18 年東温市告示 82-2 号）、東温市生活サポート事業実施要綱（平成 18 年告示 82-3 号）、東温市訪問入浴事業実施要綱（平成 22 年告示第 33 号）及び東温市障害児タイムケア事業実施要綱（平成 19 年告示第 21-1 号）に定める各事業に要した費用額から支給額を控除して得た額の合計が、別表に定める上限額を超えるときは、支給決定障害児者に対し、高額地域生活支援事業サービス費を支給するものとする。

- 2 高額地域生活支援事業サービス費の支給を受けようとする者は、高額地域生活支援事業サービス支給申請書（様式第 16 号）に領収書を添えて市長に提出にしなければならない。
- 3 市長は、前項の申請に基づき、高額地域生活支援事業サービス費の支給の可否を決定したときは、高額地域生活支援事業サービス費支給（不支給）決定通知書（様式第 17 号）により、対象者に通知しなければならない。
（調査及び指導監査）

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、登録事業者及びその従業員等に対し、文書等の提出、提示等を求めること、又は本市の職員に質問、照会等をさせることができる。

- 2 登録事業者は、前項の規定に基づく調査又は指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行わなければならない。
- 3 本市の職員は、前項の調査又は指導監査を行うときは、身分証明書を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
（遵守事項）

第 17 条 事業者は、受け入れることが可能な障害種別及び年齢層について、利用者に対し事前説明を行わなければならない。

- 2 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従事者の勤務の体制を定めておかななければならない。
- 3 事業者は、従事者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 4 事業者は、より質の高いサービスを提供するためのリスクマネジメントの体制整備について努めなければならない。
- 5 登録事業者は、従事者、会計及び利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 6 登録事業者は、利用者等に関する情報を保護するためマニュアルを作成しなければならない。また、事業者及び従事者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年4月1日告示第41号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月10日告示第27号)

この告示は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成23年6月1日告示第88号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成23年9月8日告示第110号)

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年1月31日告示第3号)

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

附 則(平成25年3月5日告示第12号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成 26 年 2 月 24 日告示第 13 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 9 日告示第 33 号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日告示第 158 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 29 日告示第 42 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 13 条関係)

区分	上限月額	備考
一般	37,200 円 障害者 (9,300 円) 障害児 (4,600 円)	市民税課税世帯(ただし、市民税所得割額が 16 万円(障害児にあっては 28 万円)未満の世帯については、上限を 9,300 円(障害児については 4,600 円)まで軽減する。)
低所得 2	0 円	市民税非課税世帯であって、「低所得 1」以外の者
低所得 1	0 円	市民税非課税世帯であって、障害者(障害児の保護者)の収入が年間 80 万円以下の者
生活保護	0 円	生活保護世帯

備考 上限月額の認定方法については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課が発行する「障害福祉サービス・障害児通所支援等の

利用者負担認定の手引き」の通所施設・在宅サービス等軽減の上限月額
の認定方法に準じるものとする。

様式第 1 号(第 3 条関係)

地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

世帯状況・収入申告書
[別紙参照]

様式第 3 号(第 3 条関係)

同意書
[別紙参照]

様式第 4 号(第 5 条関係)

地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
[別紙参照]

様式第 5 号(第 5 条関係)

地域生活支援事業受給者証
[別紙参照]

様式第 6 号(第 7 条関係)

契約内容報告書
[別紙参照]

様式第 7 号(第 7 条関係)

地域生活支援事業提供実績記録票

[別紙参照]

様式第 8 号(第 8 条関係)

地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書
[別紙参照]

様式第 9 号(第 8 条関係)

地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書
[別紙参照]

様式第 10 号(第 10 条関係)

受給者証再交付申請書
[別紙参照]

様式第 11 号(第 11 条関係)

地域生活支援事業事業者登録申請書
[別紙参照]

様式第 12 号(第 11 条関係)

地域生活支援事業事業者登録承認(却下)通知書
[別紙参照]

様式第 13 号(第 12 条関係)

地域生活支援事業登録事項変更届出書
[別紙参照]

様式第 14 号(第 12 条関係)

地域生活支援事業事業廃止(休止・再開)届出書

[別紙参照]

様式第 15 号(第 14 条関係)

地域生活支援事業費請求・受領委任届出書

[別紙参照]

様式第 16 号(第 15 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給申請書

[別紙参照]

様式第 17 号(第 15 条関係)

高額地域生活支援事業サービス費支給（不支給）決定通知書

[別紙参照]